

令和2年7月28日から
令和2年7月28日まで

標 茶 町 議 会
第 3 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場 議場

令和2年標茶町議会第3回臨時会会議録目次

第1号（7月28日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
報告第12号 専決処分した事件の承認について	5
議案第59号 工事請負契約の締結について	6
議案第60号 工事請負契約の締結について	7
議案第61号 工事請負契約の締結について	7
議案第62号 工事請負契約の締結について	7
議案第63号 工事請負契約の締結について	7
議案第64号 工事請負契約の締結について	7
議案第65号 財産の取得について	12
議案第66号 財産の取得について	14
議案第67号 令和2年度標茶町一般会計補正予算	16
議案第68号 令和2年度標茶町病院事業会計補正予算	16
閉議の宣告	25
閉会の宣告	25

令和2年第3回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和2年7月28日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 報告第12号 専決処分した事件の承認について
- 第 5 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第60号 工事請負契約の締結について
- 議案第61号 工事請負契約の締結について
- 議案第62号 工事請負契約の締結について
- 議案第63号 工事請負契約の締結について
- 議案第64号 工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第65号 財産の取得について
- 第 8 議案第66号 財産の取得について
- 第 9 議案第67号 令和2年度標茶町一般会計補正予算
- 議案第68号 令和2年度標茶町病院事業会計補正予算

○出席議員（11名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 渡 邊 定 之 君 | 2番 類 瀬 光 信 君 |
| 3番 長 尾 式 宮 君 | 4番 松 下 哲 也 君 |
| 5番 熊 谷 善 行 君 | 8番 深 見 迪 君 |
| 9番 本 多 耕 平 君 | 10番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 11番 鴻 池 智 子 君 | 12番 後 藤 勲 君 |
| 13番 菊 地 誠 道 君 | |

○欠席議員（1名）

- 6番 鈴木 裕 美 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 佐 藤 吉 彦 君 |
| 副 町 長 | 牛 崎 康 人 君 |
| 総 務 課 長 | 齊 藤 正 行 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 武 山 正 浩 君 |

管 理 課 長	村 山 裕 次 君
住 民 課 長	伊 藤 順 司 君
保 健 福 祉 課 長	石 塚 剛 君
農 林 課 長	長 野 大 介 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
町 立 病 院 事 務 長	浅 野 隆 生 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
社 会 教 育 課 長	服 部 重 典 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(菊地誠道君) ただいまから令和2年標茶町議会第3回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員11名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
3番・長尾君、 4番・松下君、 5番・熊谷君
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。
町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君) (登壇) 第3回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由であります。新型コロナウイルスに対する緊急的な費用について7月16日付で専決処分を行いました一般会計補正予算について、また、現在進めております標茶中学校の講堂の工事契約、標茶中央学校給食共同調理場の工事契約・財産の取得の議案、さらには武道館の畳の更新に伴う財産の取得の議案、また、有害鳥獣駆除費用や、国の地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス対応等の一般会

計補正予算案、そして医師確保対策として医師住宅建設の設計委託料に係る病院会計補正予算についてご審議とその議決をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

令和2年第2回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと思います。

なお、次の2点について補足いたします。

1点目は、工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、ご報告いたします。

令和元年第3回定例会において議決をいただき、工事を進めております標茶中茶安別線道路改良舗装工事について、第2回設計変更が生じたことに伴い、契約金額が変更になったものです。

設計変更は、さきの第2回臨時会において、専決処分の報告をした第1回設計変更の契約額8,864万9,000円を113万3,000円増額し、8,978万2,000円に変更したものです。

理由としましては、取付道路の形状について、土地所有者との協議により変更したこと及び、北電柱が支障となり、設置できなかった大型視線誘導標5基について、電柱移設が完了したので、通行車両の安全確保を図るため設置することにより、契約金額が増となったものです。

2点目は、地方自治法第180条に基づく専決処分についてであります。令和2年4月10日に発生しました交通事故に伴う損害賠償について、地方自治法第180条の規定により専決処分を行い、示談が成立しましたので、ご報告申し上げます。

当該事故は、本町職員が運転する車両が、道道厚岸標茶線を走行中、きぬた橋交差点の信号が赤に変わったため、停止しようとしてブレーキを踏んだ時に、ブレーキペダルをかすり誤ってアクセルペダルを踏んでしまったことから加速をし、赤信号のため停車中であつた軽自動車に追突したというものでございます。

車両の損害に対する賠償額につきましては、さきの第2回定例会において議案審議いただき、可決をいただいているところですが、このたび、運転手に対する治療費等の損害賠償につきまして、6月24日付で専決処分をさせていただき、6月27日に示談が成立したところであります。

日頃から、職員に対しては、安全運転について指示を徹底しているところではございますが、今後このような事故を繰り返さないよう、当該職員には運転等の講習を受講させたところであり、職員総体におきましても、一層の安全運転の徹底を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎報告第12号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。報告第12号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 報告第12号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和2年度一般会計補正予算（第5号）の専決処分であります。

国の令和2年度第二次補正予算を踏まえた、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受け、経営に支障をきたしているアウトドア事業者及び宿泊施設事業者の不安や負担を軽減することを目的とし、町内観光としてはハイシーズンを迎えていることから、急ぎこの事業者に対する支援を行う経費、また、有害鳥獣駆除に要する経費の補正でございます。

内容でございますが、アウトドア応援事業助成金500万円、宿泊施設応援事業助成金610万円、有害鳥獣駆除事業25万5,000円の増額でございます。なお、本件は7月16日をもって、専決処分させていただきました。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

報告第12号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

令和2年度標茶町一般会計補正予算（第5号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、別冊の補正予算書によりご説明いたします。

令和2年度標茶町一般会計補正予算（第5号）

令和2年度標茶町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,147万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億9,613万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

8 ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2 ページ、3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましてはただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

以上で、報告第12号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第12号は承認されました。

◎議案第 59 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 5。議案第59号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君）（登壇） 議案第59号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第 1 項第 5 号により、議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。議案 3 ページ、資料 1 ページをご覧ください。

議案第59号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶中学校（講堂）防音事業改築建築主体工事です。契約金額は4億8,510万円です。契約の方法は指名競争入札です。

契約の相手方は、星・サトケン特定建設工事共同企業体。代表者、川上郡標茶町川上1丁目22番地。有限会社丸ホ星工務店、代表取締役 星 光彦。構成員、川上郡標茶町旭2丁目8番23号。株式会社サトケン、代表取締役 佐藤紀寿です。

資料へまいります。

工事概要は、改築工事で鉄筋コンクリート造平屋建。面積A=1,079.05平方メートルです。工事場所は常盤9丁目です。

指名業者の状況ですが、星・サトケン特定建設工事共同企業体、葵建設株式会社、村井建設株式会社、坂野建設株式会社、宮脇土建株式会社の5社で入札を行った結果、1回で落札しました。

入札執行日は令和2年7月17日です。竣工予定日は令和3年10月30日です。新規、継続の別は新規です。

備考といたしまして、予定価格4億9,250万3,000円で事前公表で実施しました。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第59号は原案可決されました。

◎議案第60号ないし議案第64号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君）（登壇） 議案第60号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせご説明いたします。議案4ページ、資料2ページをご覧ください。

議案第60号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶中央学校給食共同調理場改築建築主体工事です。契約金額は4億6,200万円です。契約の方法は指名競争入札です。

契約の相手方は、サトケン・星特定建設工事共同企業体。代表者、川上郡標茶町旭2丁目8番23号。株式会社サトケン、代表取締役 佐藤紀寿。構成員、川上郡標茶町川上1丁目22番地。有限会社丸ホ星工務店、代表取締役 星 光彦です。

資料へまいります。

工事概要は、改築工事で鉄筋コンクリート造2階建。面積がA=1,231.51平方メートルです。工事場所は川上1丁目です。

指名業者の状況ですが、サトケン・星特定建設工事共同企業体、葵建設株式会社、村井建設株式会社、坂野建設株式会社、宮脇土建株式会社の5社で入札を行った結果、1回で落札しました。

入札執行日は令和2年7月17日です。竣工予定日は令和3年11月16日です。新規、継続の別は新規です。

備考といたしまして、予定価格4億6,987万6,000円で事前公表で実施しました。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

続きまして、議案第61号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。議案5ページ、資料3ページをご覧ください。

議案第61号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶中央学校給食共同調理場改築附帯強電設備工事です。契約金額は6,336万円です。契約の方法は指名競争入札です。

契約の相手方は、川上郡標茶町川上3丁目1番地。株式会社笹野電気、代表取締役 長崎正人です。

資料へまいります。

工事概要は、電灯設備一式、動力設備一式、非常電源設備一式、厨房電源設備一式です。工事場所は川上1丁目です。

指名業者の状況ですが、株式会社笹野電気、ささき電設株式会社、マツダ電気株式会社、サンエス電気通信株式会社、北電工業株式会社、高部電気株式会社の6社で入札を行った結果、1回で落札しました。

入札執行日は令和2年7月17日です。竣工予定日は令和3年11月16日です。新規、継続の別は新規です。

備考といたしまして、予定価格6,524万1,000円で事前公表で実施しました。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

続きまして、議案第62号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。議案6ページ、資料4ページをご覧ください。

議案第62号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶中央学校給食共同調理場改築附帯弱電設備工事です。契約金額は5,962万円です。契約の方法は指名競争入札です。

契約の相手方は、川上郡標茶町開運7丁目65番地。ささき電設株式会社、代表取締役佐々木守和です。

資料へまいります。

工事概要は、受変電設備一式、情報通信網設備一式、交換設備一式、自動火災報知設備一式、配電線路設備一式です。工事場所は川上1丁目です。

指名業者の状況ですが、株式会社笹野電気、ささき電設株式会社、マツダ電気株式会社、サンエス電気通信株式会社、北電工業株式会社、高部電気株式会社の6社で入札を行った結果、1回で落札しました。

入札執行日は令和2年7月17日です。竣工予定日は令和3年11月16日です。新規、継続の別は新規です。

備考といたしまして、予定価格6,088万5,000円で事前公表で実施しました。

以上で、議案第62号の説明を終わります。

続きまして、議案第63号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。議案7ページ、資料5ページをご覧ください。

議案第63号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶中央学校給食共同調理場改築附帯衛生設備工事です。契約金額は1億4,740万円です。契約の方法は指名競争入札です。

契約の相手方は、総合・三浦特定建設工事共同企業体。代表者、釧路市入江町7番27号。総合設備株式会社、代表取締役 亀岡 孝。構成員、川上郡標茶町桜13丁目1番地。有限会社三浦ポンプ機械店、代表取締役 加藤功一です。

資料へまいります。

工事概要は、給排水設備一式、給湯設備一式、蒸気設備一式、衛生設備一式、液化石油ガス設備一式です。工事場所は川上1丁目です。

指名業者の状況ですが、共立・服部特定建設工事共同企業体、総合・三浦特定建設工事共同企業体、太平洋・永昌特定建設工事共同企業体、榊設備工業株式会社、株式会社近藤設備工業の5社で入札を行った結果、1回で落札しました。

入札執行日は令和2年7月17日です。竣工予定日は令和3年11月16日です。新規、継続の別は新規です。

備考といたしまして、予定価格1億5,086万5,000円で事前公表で実施しました。

以上で、議案第63号の説明を終わります。

続きまして、議案第64号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料とあわせてご説明いたします。議案8ページ、資料6ページをご覧ください。

議案第64号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶中央学校給食共同調理場改築附帯空調暖房設備工事です。契約金額は2億7,280万円です。契約の方法は指名競争入札です。

契約の相手方は、太平洋・永昌特定建設工事共同企業体。代表者、釧路市春採5丁目16番17号。太平洋設備株式会社、代表取締役 小茄子川 充。構成員、川上郡標茶町平和8丁目23番地。株式会社永昌工業、代表取締役 柿崎晃寛です。

資料へまいります。

工事概要は、冷暖房設備一式、換気設備一式、自動制御設備一式、給油設備一式です。工事場所は川上1丁目です。

指名業者の状況ですが、共立・服部特定建設工事共同企業体、総合・三浦特定建設工事共同企業体、太平洋・永昌特定建設工事共同企業体、榊設備工業株式会社、株式会社近藤設備工業の5社で入札を行った結果、1回で落札しました。

入札執行日は令和2年7月17日です。竣工予定日は令和3年11月16日です。新規、継続の別は新規です。

備考といたしまして予定価格2億7,769万5,000円で事前公表で実施しました。

以上で、議案第64号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。はじめに議案第60号、ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） ちょっと伺いたいんですが、この主体工事は他の今まで提案された59号もそうなんですが、主体工事がほかの入札価格と比べるとかなり低くなっているんですね。何か理由がありますか。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 議案第60号の標茶中央学校給食共同調理場改築建築主体工事の落札率についてのご質問だと思います。

落札率につきましては、今回は98.3%となっております。他の工事と比べてもそんなに変わらないですけれども、高いか低いかわかれると入札の結果ですので答えようがございませんけれども、98.3%でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○9番（本多耕平君） 議案の60号の中で、これには外構工事は含まれていないのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 外構工事は含まれておりません。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第60号の質疑を終了いたします。

次に議案第61号の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第61号の質疑を終了いたします。

次に議案第62号の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

以上で議案第62号の質疑を終了いたします。

次に議案第63号の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

以上で議案第63号の質疑を終了いたします。

次に議案第64号の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

以上で議題5案の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより議題5案を一括して採決いたします。

議題5案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号は原案可決されました。

◎議案第65号

○議長(菊地誠道君) 日程第7。議案第65号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理課長・村山君。

○管理課長(村山裕次君)(登壇) 議案第65号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案については、標茶中央学校給食共同調理場改築に伴い、新たに厨房機器を購入するもので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議決を求めるものであります。

以下、内容について議案説明資料とあわせてご説明いたします。

議案9ページをご覧ください。

議案第65号 財産の取得について

町は、下記の財産を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

財産の種類、数量、厨房機器一式、内訳別紙のとおりとなっておりますが、内訳は後ほどご説明いたします。

取得の目的、標茶中央学校給食共同調理場改築に伴う厨房機器購入。取得予定額、1億9,184万円。取得の相手方、愛知県豊川市白鳥町防入60番地。株式会社アイホー、代表取締役社長 寺部良洋。

次のページをお開きください。

ただいま説明しました、厨房機器一式の内訳となっております。

番号1の移動式サイの目切り機置台から11ページ、番号73番の連続フライヤーまで合計で73種類258台となっております。

次に議案説明資料により補足説明いたします。議案説明資料7ページをお開きください。入札執行日は令和2年7月17日です。

参加業者につきましては、日本調理機株式会社、株式会社アイホー、株式会社中西製作所、タニコー株式会社の4社で入札を行った結果、1回で落札いたしました。

納入期限につきましては、令和3年11月16日で予定価格は3億750万5,000円であります。次のページをご覧くださいと思います。

8ページから10ページまでにつきましては、ただいまご説明いたしました厨房機器をエリアごとにまとめたもの及び規格・寸法を記載しております。

続きまして、11ページの平面図をご覧くださいと思います。

これにつきましては厨房機器の配置図となっております。これは先ほど説明した図面上にありますアルファベット付の数字と8ページから10ページに表記している厨房機器一覧のアルファベットの数字が符号しており、それぞれの設置個所というふうにご理解いただきたいと思います。

以上で議案第65号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） またおかしな質問したらまずいかなと思うんですけど、これずいぶん安くなりましたよね。品質、疑うわけじゃないんだけど、品質は大丈夫なのかということと、入札内容について明らかにできないとは思いますが、だいたいこんな金額で皆さん、札を入れたのかなと、そのへんのことをちょっと…… かなり安くなっているのです。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） 実際の事務の方は給食調理場のほうで進めていますので

私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目の厨房機器の品質の関係なんですけれども、それぞれ今回、購入する機器ごとに仕様を出しております。その仕様で納めてくださいということでもありますので、価格自体は入札額の62.3%ぐらいなんですけれども、物に関しては品質が落ちているとかこちらが指示した物じゃない物が入ってきているわけではございません。

2点目の価格設定の関係なんですけれども、予定価格につきましては従来どおり数社から参考の見積もりをいただきまして、市場価格等々、調査しながら設定させていただいております。実際の入札のこの金額については、それぞれの参加業者、メーカーさんのほうで入れてくることですので、ちょっと私どもではお答えがなかなかできないかなと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第65号は原案可決されました。

◎議案第66号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議案第66号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君）（登壇） 議案第66号の提案趣旨並びの内容についてご説明いたします。

本案につきましては、武道館の柔道畳の更新に係る財産の取得であります。

武道館の柔道畳は、武道館が建設された平成3年1月に設置され、設置後約30年となりますが、経年劣化による歪みや、衝撃吸収力が低下していることから更新するもので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以下、内容について、議案及び議案説明資料とあわせてご説明いたします。

議案12ページをご覧ください。

議案第66号 財産の取得について

町は、下記財産を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

財産の種類・数量、柔道畳255畳。取得の目的、武道館柔道畳の更新。取得予定金額、946万8,800円。取得の相手方、川上郡標茶町川上1丁目1番地。株式会社万年喜堂、代表取締役 小林 司。

次に議案説明資料により、補足説明いたします。議案説明資料12ページをご覧くださいと思います。

取得備品の型式は、公益財団法人全日本柔道連盟公認畳フワットK-90、サイズは厚さ60ミリ、縦910ミリ、横1,820ミリとなっております。

入札執行日は令和2年7月17日です。

参加業者につきましては、文具のまつもと、有限会社広瀬書店、株式会社万年喜堂、有限会社山内商店の4社で入札を行った結果、1回で落札しました。

納入期限は令和2年12月30日で、予定価格は1,010万円であります。

次のページをご覧ください。

これにつきましては、畳255畳の武道館内部の配置図となっております。

以上で、議案第66号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

渡邊君。

○1番（渡辺定之君） 単純にこの畳255畳分の単価ということなんですか。それとも替えの作業とか畳を処分するとかそういうものの価格というのは一切関係ない価格なんでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

今回の価格につきましては、畳の購入及び畳の配置も含めた価格となっております。従前の古い畳の処分費等については含まれておりません。以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 私も同じことを聞こうと思ったのですが、今言われた処分については含んでいないということですので、処分はどのように考えているんですか。

○議長（菊地誠道君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

古い畳につきましては、現在使用している利用団体等のご意見もいただいて、予備のために廃棄しないで、当面とっておくという形で、何か大きな大会等があった場合、例えば

トレーニングセンターとかそういうところで使用する場合も想定しているということでございます。以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第66号は原案可決されました。

◎議案第67号ないし議案第68号

○議長（菊地誠道君） 日程第9。議案第67号、議案第68号を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第67号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和2年度一般会計補正予算（第6号）であります。

国の令和2年度第二次補正予算を踏まえた、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受け、本町においても実施計画を策定し、それぞれの事業に要する経費とその他国の補助を受けたコロナ対策に要する経費として、歳入歳出それぞれ1億8,603万1,000円を追加し、総額を131億8,216万9,000円といたしたいというものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による非デジタル対応情報提供事業38万8,000円、一般廃棄物処理継続事業230万円、公共施設安心確保事業40万円、臨時給付金事業2,951万2,000円、拡大防止対策助成金事業3,001万2,000円、防災備蓄品購入事業466万7,000円、農林水産業臨時給付金事業2,200万円、その他、国の補助を受けたコロナ対策として、学校保健特別対策事業450万円、ギガスクール構想事業8,750万2,000円、教育支援体制整備事業50万円、その他として有害鳥獣駆除事業280万円などを計上いたしました。

歳入につきましてはそれぞれの特定財源を見込み、地方交付税の増額などで収支のバランスを図ったところであります。

また、地方債で1件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。補正予算書1ページをお開きください。

令和2年度標茶町一般会計補正予算（第6号）

令和2年度標茶町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,603万1,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億8,216万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

10ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましてはただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

第2表 地方債補正についてご説明いたします。

起債の目的、1 過疎対策事業、補正前の限度額9億4,890万円に情報通信ネットワーク環境施設整備事業債2,560万円を追加し、補正後の限度額を9億7,450万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法については起債前に同じであります。合計では、補正前の限度額18億8,530万円に2,560万円を追加し、補正後の限度額を19億1,090万円とするものです。

14ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額ですが、補正前の額18億8,530万円に補正額2,560万円を追加し、補正後の額を19億1,090万円とするものです。当該年度末現在高見込額ですが、補正前の額129億7,382万3,000円に補正額2,560万円を追加し、129億9,942万3,000円とするものです。

以上で、議案第67号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君）（登壇） 議案第68号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は令和2年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）でございまして、資本的収支のうち、支出に162万8,000円を追加し、総額を1億5,116万8,000円にしたいというもので

あります。

内容といたしましては、医師住宅建設に伴う設計費162万8,000円の追加補正を行うものであります。

一方、収入につきましては、ございませんので過年度分損益勘定留保資金で補填をするものであります。

以下、内容につきまして1ページからご説明申し上げます。

令和2年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業、病院建設費、補正額162万8,000円を追加し、2,472万8,000円とするものです。

（資本的収入および支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「4,954万円は、減債積立金323万円及び過年度分損益勘定留保資金4,631万円」を「5,116万8,000円は減債積立金320万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,796万円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第1款、資本的支出、補正予定額162万8,000円を追加し、1億5,116万8,000円に。第1項、建設改良費、補正予定額162万8,000円を追加し、4,045万9,000円にするものです。次に補正予算説明書によりご説明いたします。

6ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

次に3ページをお開きください。

こちらは、キャッシュ・フロー計算書の補正後です。令和元年度決算を見込んだ内容となっております。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは（1）の当年度純利益から（15）の利息の支払額までの合計は、補正前と比べ、2万2,000円減少し、マイナス510万6,000円であります。

2の投資活動によるキャッシュ・フローは（1）の有形固定資産の取得による支出から（3）の他会計からの繰入金による収入までの合計は、補正前と比べ148万円減少し、マイナス3,681万8,000円であります。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは補正前と同じマイナス1,070万9,000円であります。

以上のことから、4の資金増加額は補正前と比べ150万2,000円減少し、マイナス5,263

万3,000円となります。

5の資金期首残高は補正前と同じ、2億308万1,000円であります。

したがって、6の資金期末残高は補正前と比べ、150万2,000円減少し、1億5,044万8,000円となります。

次に4ページをお開きください。

貸借対照表の補正後で、決算見込みを踏まえた内容となっております。

資産の部、1.固定資産、(1)有形固定資産はイの土地からへのリース資産までの合計は補正前と比較して、148万円増の15億8,836万8,000円。(2)無形固定資産、補正前と同じ38万8,000円。(3)投資、補正前と同じゼロ。

固定資産合計は補正前と比較して、148万円増の15億8,875万6,000円となります。

2.流動資産、(1)現金・預金は補正前と比較して150万2,000円減の1億5,044万8,000円、(2)未収金は補正前と同じ6,000万円、(3)貯蔵品は補正前と同じ795万円、流動資産合計は補正前と比較して、150万2,000円減の2億1,839万8,000円、資産合計は補正前と比較して2万2,000円減の18億715万4,000円となります。

次のページへまいります。

負債の部、3.固定負債、(1)企業債と(2)リース債務の合計で補正前と同じ4億4,432万8,000円。4.流動負債、(1)企業債から(5)預り金までの合計で補正前と同じ2億2,432万4,000円。5.繰延収益、長期前受金から長期前受金収益化累計額を差し引いた額で、補正前と同じ1億4,805万3,000円。負債合計は補正前と同じ8億1,670万5,000円となります。

資本の部、6.資本金、補正前と比較して2万2,000円減の9億8,714万2,000円。7.剰余金、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金の合計は補正前と同じ330万7,000円。資本合計は補正前と比べ2万2,000円減の9億9,044万9,000円となります。

負債、資本合計は補正前と比較して2万2,000円減の18億715万4,000円となります。

次に2ページですけれども、こちらは補正予算実施計画で、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので省略をさせていただきます。

なお、本案につきましては、7月17日書面開催の第2回町立病院運営委員会において承認されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第68号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、議案第67号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番(深見 迪君) 12ページなんですけど、学校運営管理費の器具購入費をちょっと聞

き漏らしたんですけど、なんでしたか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

器具購入費170万円なんですけど、これはコロナ対策として国の第二次補正予算で新しく創設された補助事業ということで、内容的には学校再開に伴う感染症対策、それと学習補償に係る支援、それらに必要な経費を補助するという補助事業であります。

内容的には、消毒液やマスクなどの保健衛生用品などの追加的な購入経費や教室の3密対策、換気に必要な器具の購入経費といったものなんですけど、あとは教材の購入費ですとか、あとは実際、小学校費の部分なんですけど、今現在、各学校で必要なものを検討していただいております。具体的に今こういったものを各学校で買うということは説明できないんですけど、現在検討中ということでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 端末ギガスクール構想に基づく機器購入費も計上されています。前もちょっと聞いたんですけど、新年度からこれも入れてやっていくというような話を聞いた記憶があるんですけど、いつ頃からこれを導入してやっていくのか、それからそれに伴って教える側の体制も整えなかったらならないでしょうね。そういう準備は間に合うのかどうなのか。

それから、これはコロナに特化した内容で、つまりコロナがおさまった時点ではこれを使わないというようなことなのか、そのへんについて説明してください。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

まず1点目の導入時期なんですけど、一応、このギガスクール構想というのは、児童生徒一人1台端末、それと校内LANを一体的に整備するというので、今年度中に本来ですと文科省のほうで進めていたのが、令和元年から令和5年の5年間でそういった体制を作りなさいということだったんですけど、今回のコロナ対応の関係で長期の臨時休業もありましたので、そういったときにICTを活用して、そういった教育環境を作りなさいということで前倒しで、今年度中に児童生徒一人当たり1台端末で校内LANを一体的に整備しなさいということですので、今年度中に整備する予定であります。

これから、ICT、オンラインの学習を含めて、今後、町の光回線未整備地区の部分も一体となりながら進めていかなければならない話だと思うんですけど、提供する側の学校の体制の部分は町研のほうにICT特別委員会を設置しまして、オンライン学習も含めて今後研究していく形になってございます。

それとコロナに特化したということではなくて、文科省ですでにICT教育が進んでいましたので、それと同時並行でギガスクール構想も進んでいるということでご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 具体的に、今回、長期休業も短くするような体制もきつと、とられると思うのですが、この構想自体はコロナに特化したものではないけれども、もしそういう事態が生じたときにオンライン教育も十分考えて、やっていくんだと。その研究を今、特別に組織を作ってやっている最中だという段階ですね。来年度から普通の授業の中にもこれを入れた授業を考えていくというようなこともあるんですね。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） まず、オンライン学習の部分については、町内的にネット環境が整わないと、全校でできませんので、そういったこともありますので、今すぐということにはならないのかなと思っております。ここ二、三年の間にそういった環境も整備されますし、今回のこのギガスクール構想で校内LANそして児童生徒一人1台端末というのが整備されますので、そういったものを使いながら、今後まだまだ課題はあるんですけど、先ほどお答えした町研のICT特別委員会の中でも情報共有しながら、ここ何年かで体制整備、課題整理、そういったものを研究していきたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 11ページの6款2項2目の林業振興費、先ほど説明でドローンということで説明がございました。ちょっと金額も金額ですから期待するところですので、仕様かもしくは性能、どんなことができるんだということを説明いただきたい。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えいたしたいと思います。

まずドローンですけれども今回購入予定というのが、赤外線カメラというのを搭載しているドローンになります。

今回ヒグマ対策の部分でも従来の可視カメラでは対応できない、木の茂みに隠れた熊を確認するというようなことだったりとか、あと5月にあった山火事の関係ですが、50ヘクタールを超えるような山火事でしたが、やはり平坦な場所ではなく広く木々が茂っている場所で、熱を感知したりとか通常のドローンですとなかなかわからないところがありますので、いわゆるサーモグラフィとかというもので火がまだ残っている所を監視できるというようなことだったりとか、一般的な部分でいいますと電気とか機械の設備の点検ですとか、あるいは今コロナ対策の部分で言うとテレビとかで赤とかオレンジの画像でサーモグラフィ、パンデミック対策ということで空港を通過する人の感染症を発見する、あるいは人命救助、災害救助ということで、基本的に今、消防とか警察のヘリコプターには搭載しているということで、あとそのほかにも防災でいうと、胆振東部地震では大規模な土砂崩れがあったときに、現場に人が入れないというような状況で山奥や広いエリアを短時間で撮影し、被害確認を行ったというような事例もありますので、今年度も自衛隊でも同様の機械を導入しているというようなこともありまして、今回は急ぎの部分でヒグマ対策というのを目的に購入を考えているところなんですけれども、広くいろんなところで使えるも

のなのかなと考えております。

特に今回の赤外線カメラの搭載という部分でいうと、もうちょっと安価なものもございますけれどもズーム機能も搭載しているカメラですので、その部分で高額なもの、あと産業用のドローンというようなことがございまして、近隣で言うと東部消防組合とかで導入している機材とほぼ同一のものでございます。札幌市消防局でも導入している機材となっております。以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 今と同じページの農業振興費、内訳別紙で説明された2,200万円の中身なんですけれども、漁業関係でという話だったんですけど、具体的な中身について説明していただきたいのと、コロナでは酪農関係は一切被害がないという、ある程度詳細に調べた中でそういう結果なのか、全体的なムードでそういう対応になっているのかお聞かせください。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

まず漁業関係の部分なんですけれども、うちの全体の農林水産業の数でいうと今回、町内全体でいうと、野菜専業が8戸、野菜と肉牛が1戸、搾乳農家の部分でいくと肉牛と搾乳を兼業しているというところで164戸、搾乳のみというところが60戸、肉専業が29戸、乳肉兼業で搾乳をしていない農家が10戸で、その他畜産が18戸ということで、馬だとか養鶏、養蜂等が入っております。漁業が3戸ということです。漁業の部分については3戸のうち6割程度2戸で50万円ぐらいとして、積算根拠としております。

そして、搾乳専業の部分なんですけれども、専業の部分でいうと先ほど60戸ということで説明させていただいたんですけど、生乳の生産の割合とか個体販売の割合によっては、若干、個体販売が多くなるともしかしたら影響を受ける可能性、10%以上ということもあろうかなとも考えるんですけど、基本的にいくつかの頭数規模で抽出した中で、搾乳専業の個体販売割合で計算すると10%未満と想定しているの、おそらく影響はないんじゃないかなというふうには考えているところです。

搾乳専業がまるっきり使えないということではないので、個体販売の割合によっては10%超えるものについてはそれも含めて、去年の同月に比べて10%以上の部分は対象としております。

今回、1次産業が対象でして、林業に関しては聞き取りの中で、現段階で標茶の関係する部分では影響を受けていないというふうなことでお聞きしておりますので、林業を除いた畜産・野菜・漁業を対象として積算して2,200万円というような形になっております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） この申請の仕方はあくまでも個人なんですか、それとも農協でまとめて提出するということも考えられますか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 今、考えているのは、申請書自体は個人というふうを考えておりますけれども、手法的に農協がとりまとめたりという部分については今後、協議をしながら決めていこうかなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） ドローンに関してです。南富良野の水害というのを記憶されている方いると思うんですけど、このとき公共牧場が大規模に損壊しまして、その復旧のための測量をドローンを使って行っています。

そのとき、ドローンによる測量の精度というのが1キロに対して2センチプラスマイナスの誤差でできて、大幅な費用の削減になっているということがあったんですが、そういったことにも対応を考えているかどうかと、それから高性能のものを買うわけですけども、オペレーターの養成というのがどうなるかなと、ものがあってもきちんと飛ばせるかどうかという問題がありますので、それはどんな計画をもたれているか2点です。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 測量の部分なんですけれど、今回、選定している機材についても、議員言われた2センチ以内という精度の高い、通常のGPS機能以上のものを持ったものになっていますので、南富良野のような状況の場合はそういった対応ができるかなと思っております。

オペレーターの養成の部分なんですけれども、現在の標茶町でのオペレーターについては、平成29年に現行のものを購入しているんですけど、その時には、購入したところのメーカーの方から講習を受けてというような形でやっているんですけど、今回につきましては、産業用は今の大きさからは2.5倍くらいの大きさがあって、安定性とかは今持っているものよりもレーダー機能とかもありまして、簡単に安定して飛ばすことはできるんですけども、オペレーターの養成の部分は、例えば同等の機材の部分でいうと、東部消防組合であれば内規で講習を受けてから何時間以上の飛ばす訓練をしたということをやって、現場で飛ばすことができるという内規があるものですから、そういうものをうちのほうでも定めていこうかなと考えております。以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 参考までに聞きたいんですが、リーマンショック時の臨時交付金といろいろ比べたりもしているんですけども、これを超えるような勢いで出てきている

んですが、今回の地方創生臨時交付金というのは、人口とか感染者数、こういうことを基準にしていると思うんですけど、そのほかにありますか。どういう算出基準で出ているかというのは。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

一応ですね、国からは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱というものが出されております。

その中で市町村への配分の基礎部分でございますけれども、地方公共団体の交付限度額は国の補助事業の地方負担部分の算定額と地方単独事業分と算定額の合計とするというふうなことで記載はされておりますけれども、市町村分といたしましては、計算の仕方でございますけれども、数式があつて、4,800円掛ける人口掛ける……、全部言ったほうがよろしいですかね。ちなみに言いますと、 $4,800円 \times 人口 \times (0.3 \times A \times B \times \text{アルファ} + 0.7 \times C \times \text{ベータ} \times D)$ というような算式にはなっています。

一応中身ですが簡単に申し上げますと、特定警戒区域内の市町村であれば率は1.2とか、Aの部分が1.2とかその他の都道府県の区域内の市町村であれば、1.0とか。記号の中のBでございますけれども保健所の設置市であれば1.2、その他の市町村であれば1.0とか、あと人口の部分でいくとCになりますけれども人口が10万人までの部分は1.0、10万を超え25万までの部分については0.75とか、そういった区分の人口割合とか。あとDでございますけれどもDにつきましては、財政力指数ということで、それらのものを掛けていって算定していると。

以上の考え方で市町村分の考え方がされております。細かくいろんなものがかかわってきて積算されている部分もありますので、国の制度要綱に基づいて計算されてきていてるところでございますけれども、前回のリーマンのときの経済対策としてだされた部分でいくと、国の補正予算が1兆円ございましたが、1兆円に対して本町は、3億3,400万円ほどであったかなと思うんですけど、今回コロナ対策では1次補正で1兆円のうち八千数百万円、2次、2兆円の中から今回2億6,000万円ほどということで、合計すると若干、リーマンのときを上回るわけですけれども、国の補正自体は3倍の3兆円を補正しているわけですけれども、ほぼほぼ本町にきている金額につきましては、1次、2次あわせて、前回とほぼ同額ということでございます。

コロナ患者が発生していないとか、いろいろな条件ございましてこのような算定になっているという部分で、管内ではコロナ患者を受け入れる病院、施設等がございませんので、釧路市あたりは過去にないくらいの額が提示されているというふうに考えますけれども、隣の町、弟子屈町などを見てもだいたい同じような金額で限度額が示されているということでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ第2条、地方債の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に、議案第68号、病院事業会計補正予算、第1条・総則から第3条・資本的収入及び支出まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。
これより議題2案を一括して採決いたします。
議題2案は、いずれも原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第67号、議案第68号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。
これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和2年標茶町議会第3回臨時会を閉会いたします。
（午前11時45分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊地 誠道

署名議員 3番 長尾 式宮

署名議員 4番 松下 哲也

署名議員 5番 熊谷 善行